第1720号

毎月2回 1,15日発行 発 行 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市総務部総務課

目 <u>次</u>

◇規 則◇

○那覇市税条例施行規則の一部を改正する規則(納税課)・・・・・・・・・ 713
○那覇市こども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則(子育て応援課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・715
○那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則(国民健康保険課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◇告示◇
○街区の区域変更について(地籍調査課) · · · · · · · · · · · · · 719
○建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路の指定について(建築指導課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・723
○平成30年度那覇市一般会計補正予算(第2号)(財政課)・・・・・・・・725
○身体障害者手帳交付に係る医師の指定について(障がい福祉課)・・・・・・ 726
◇公 告◇
○制限付一般競争入札(事後審査型)の実施について(クリーン推進課)・・・・・727
○個人情報業務届出書の公表について(市民生活安全課)・・・・・・ 728
○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について(市民生活安全課)
◇消防局訓令◇
○那覇市消防職員服務規程の一部を改正する訓令・・・・・・・・・・ 738

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	744
○那覇市排水設備指定工事店の異動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	745
○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	745
◇教育委員会公告◇	
○那覇市立森の家みんみん指定管理者の指定申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	746
◇監査委員告示◇	
○包括外部監査の事務を補助する者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	748

規則

那覇市規則第36号 平成30年7月3日

公 布 済

那覇市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市税条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市税条例施行規則(昭和48年那覇市規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前 改正後

(市民税の減免)

第10条 「略]

- 2 条例第51条第1項第5号に規定する市民 2 「略」 税の減免のうち個人に係るものは、次に 定めるところにより必要と認める者に対 して、当該年度分の税額のうち、当該事 由が生じた後に納期の到来するものにつ いて軽減し、又は免除するものとする。
 - (1) 「略]
 - (2) 疾病、傷いによる自己、控除対象配 偶者又は扶養親族に係る医療費の支出 額(保険金、損害賠償金等により補てん されるべき金額を除く。)が前年中の合 計所得金額の10分の3以上であると認 められる納税義務者で、前年中の合計 所得金額が400万円以下であるもの

[表 略]

(3) 災害により被害を受けた納税義務 者

ア~イ 「略]

ウ 自己(控除対象配偶者又は扶養親 族を含む。)の所有に係る住宅又は家 財について受けた損害の金額(保険 金、損害賠償金等により補てんされ るべき金額を除く。)がその住宅又は 家財の価格の10分の3以上である者 で、前年中の合計所得金額が1,000 万円以下であるもの

[表 略]

エ [略]

3~4 [略]

(市民税の減免)

第10条 [略]

- (1) [略]
- (2) 疾病、傷いによる自己、同一生計配 偶者又は扶養親族に係る医療費の支出 額(保険金、損害賠償金等により補てん されるべき金額を除く。)が前年中の合 計所得金額の10分の3以上であると認 められる納税義務者で、前年中の合計 所得金額が400万円以下であるもの

[表 略]

(3) 「略]

ア~イ 「略]

ウ 自己(同一生計配偶者又は扶養親 族を含む。)の所有に係る住宅又は家 財について受けた損害の金額(保険 金、損害賠償金等により補てんされ るべき金額を除く。)がその住宅又は 家財の価格の10分の3以上である者 で、前年中の合計所得金額が1,000 万円以下であるもの

[表 略]

エ [略]

3~4 [略]

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正 部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

那覇市規則第37号

平成30年7月3日 布 済 公

那覇市こども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市こども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市こども医療費助成条例施行規則(平成5年那覇市規則第18号)の一部を次のように 改正する。

(控除額) 第3条 条例第4条第1項に規定する規則で定める額は、外来受診について1人1月につき保険医療機関等(医科又は歯科別とし、それぞれ薬局(調剤)に係る医療費を含む。)ごとに、1,000円とする。(申請等の委任) 第4条 条例第4条第2項の規則で定める要件は、受給資格者が養育医療に係るこども医療費助成金の支給申請及び受領についての委任状を提出した場合において、市長がこれを受任したときとする。 第5条~第6条 「殿」 第3条~第4条 「殿」	改正前	改正後
(助成金の申請等) 第5条 条例第6条第1項の規則で定める申 請又は申出は、次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定めるものとする。 (1) 条例第6条第1項第1号に掲げる方法 による助成 次のア又はイに定めるも の アニども医療費助成金支給申請書に 受給資格者証、被保険者証等その他 市長が必要と認める書類を添えて市 長に対して行う申請 イ 医療を受ける保険医療機関等にお ける条例第6条第1項第1号に掲げる 方法による助成を受ける旨の申出 (2) 条例第6条第1項第2号に掲げる方法 による助成 医療を受ける保険医療機 関等における同号に掲げる方法による助成を受ける盲の申出 2 市長は、母子保健法第20条第1項の養育 医療に係る医療費の助成を行う場合で必 要と認めるときは、受給資格者からの委	(控除額) 第3条 条例第4条第1項に規定する規則で定める額は、外来受診について1人1月につき保険医療機関等(医科又は歯科別とし、それぞれ薬局(調剤)に係る医療費を含む。)ごとに、1,000円とする。(申請等の委任) 第4条 条例第4条第2項の規則で定める要件は、受給資格者が養育医療に係るこども医療費助成金の支給申請及び受領についての委任状を提出した場合において、	第3条~第4条 [略] (助成金の申請等) 第5条 条例第6条第1項の規則で定める申 請又は申出は、次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定めるものとする。 (1) 条例第6条第1項第1号に掲げる方法 による助成 次のア又はイに定めるも の ア こども医療費助成金支給申請書に 受給資格者証、被保険者証等その他 市長が必要と認める書類を添えて市 長に対して行う申請 イ 医療を受ける保険医療機関等にお ける条例第6条第1項第1号に掲げる 方法による助成を受ける旨の申出 (2) 条例第6条第1項第2号に掲げる方法 による助成 医療を受ける保険医療機 関等における同号に掲げる方法による 助成を受ける旨の申出 2 市長は、母子保健法第20条第1項の養育 医療に係る医療費の助成を行う場合で必

(助成金の支給申請)

- 第7条 条例第6条第1項に規定する助成金 の支給申請は、こども医療費助成金支給 申請書に受給資格者証、被保険者証等そ の他市長が必要と認める書類を添えて行 わなければならない。
- 2 保険医療機関等において受給資格者証 及び被保険者証等を提示して医療を受け た場合は、沖縄県国民健康保険団体連合 会から市長が当該医療に係る助成の額の 算定に必要な事項の通知を受理したこと をもって、前項の支給申請があったもの とみなす。

(助成金の支給決定)

第8条 市長は、前条の申請を受け付けたと きは、その内容を審査し、当該申請に係 る助成金の支給額を決定し、口座振替払 <u>により支給する</u>。この場合において、<u>振</u> 込みの通知は、省略することができる。

(支払の調整)

第9条 支給した助成金の額に過誤があっ たときは、当該過誤となった助成金につ いて、その後に支払うべき助成金との間 で必要な調整を行うことができる。

第10条~第12条 [略]

備考

1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分 を削る。

任状の提出により、条例第6条第1項第1 号の助成金の申請及び受領について委任 を受けることができる。

(助成金の支給決定等)

第6条 市長は、前条第1項の申請があった とき(同項の申出については、当該申出に 基づく医療費の助成の額の算定に必要な 事項の通知を市長が沖縄県国民健康保険 団体連合会から受理したとき)は、その内 容を審査し、当該申請に係る助成金の支 給額又は当該申出に係る保険医療機関等 への支払額を決定し、それぞれ口座振替 払により支給又は支払をするものとす る。この場合において、振り込みの通知 は、省略することができる。

(助成金等の調整)

第7条 支給した助成金の額又は保険医療 機関等に支払った額に過誤があったとき は、当該過誤となった額について、その 後に行う条例に基づく医療費の助成の額 との間で必要な調整を行うことができ る。

第8条~第10条 [略]

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改 める。
- 3 条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれ らの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

那覇市規則第38号

平成30年7月3日 布 済 公

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険条例施行規則(平成14年那覇市規則第57号)の一部を次のように改正 する。

改正前	改正後
(委員の委嘱)	(委員の委嘱)
第2条 条例第2条 <u>に規定する国民健康保険</u>	第2条 条例第2条の那覇市国民健康保険運
<u>運営協議会</u> (以下「協議会」という。)の	<u>営協議会</u> (以下「協議会」という。)の委
委員は、市長が委嘱する。	員は、市長が委嘱する。
(定足数)	(定足数)
第6条 協議会は、条例 <u>第2条各号</u> ごとに1	第6条 協議会は、条例 <u>第3条第1項各号</u> ごと
人以上の委員を含む委員総定数の半数以	に1人以上の委員を含む委員総定数の半
上の委員が出席しなければ会議を開くこ	数以上の委員が出席しなければ会議を開
とができない。ただし、会長が委員に出	くことができない。ただし、会長が委員
席を催告してもなお半数に達しないとき	に出席を催告してもなお半数に達しない
は、この限りでない。	ときは、この限りでない。
## +# コムーアンケーの #明 よーアック 2×コーフーフェート +# ハ / いに	ナ「ルナセハ・1、*)に上げ上フルナ※

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正 部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 143 号 平成 30 年 6 月 21 日 掲示

街区の区域変更について

那覇市住居表示に関する条例第2条の規定に基づき、住居表示地区の街区の区域 変更を次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 実施区域 那覇市樋川2丁目

(別図1)

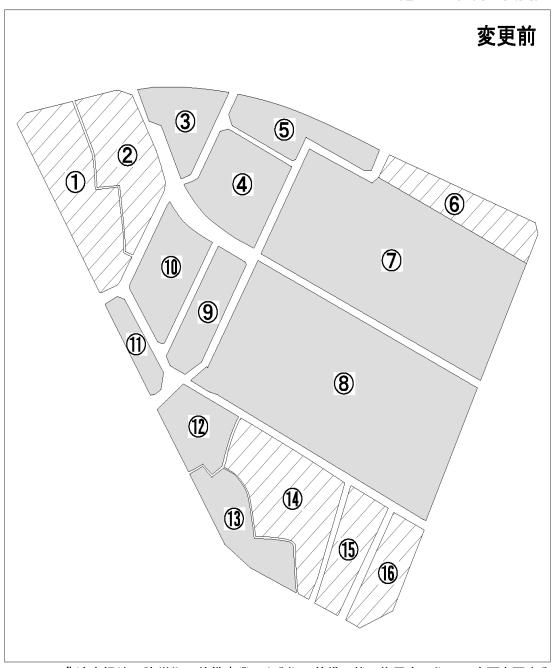
2 実施期日 本告示の日

樋川2丁目の一部 3 変更箇所 (別図2, 3)

別図1 樋川2丁目位置図(町界図)



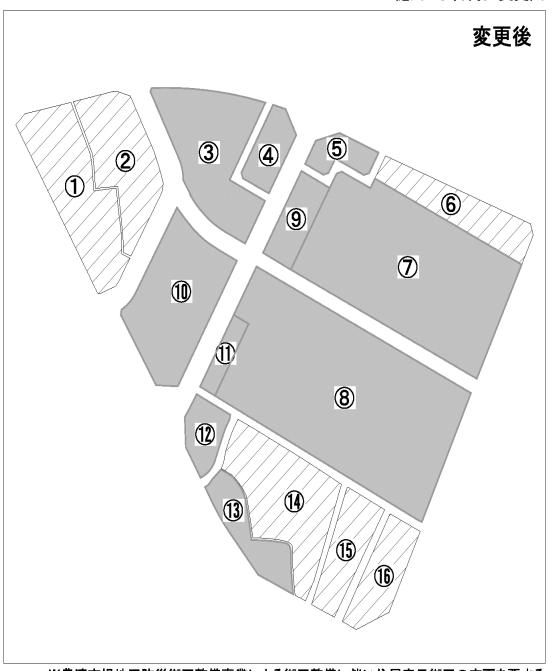
別図2 樋川2丁目街区変更図



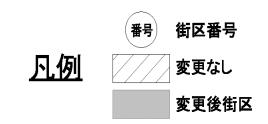
※農連市場地区防災街区整備事業による街区整備に伴い住居表示街区の変更を要する



別図3 樋川2丁目街区変更図



※農連市場地区防災街区整備事業による街区整備に伴い住居表示街区の変更を要する



那覇市告示第 148 号 平成 30 年 6 月 29 日 掲 示 済

建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による道路を 次のとおり指定したので、公告する。

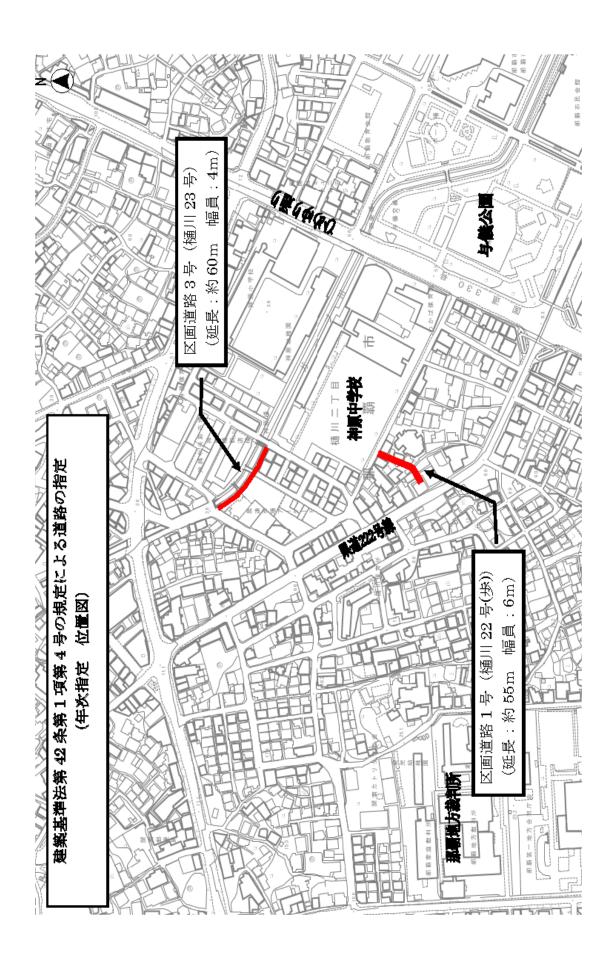
その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 指定道路の種類:第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路 1
- 指定の年月日:平成30年6月29日 2
- 3 指定道路の位置:別図参照
- 指定道路の延長及び幅員:

那覇広域農連市場地区防災街区整備事業(道路)

区画道路1号 樋川22号 延長約55m、幅員6m 区画道路3号 樋川23号(歩) 延長約60m、幅員4m



那覇市告示第 166 号

平成 30 年 7 月 17 日

平成30年(2018年)6月那覇市議会定例会で議決された平成30年度那覇市一般会 計補正予算(第2号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成30年度那覇市一般会計補正予算(第2号)

平成30年度那覇市の一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 67,261 千円を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 147,670,909 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		41, 687, 491	10, 092	41, 697, 583
	2 国庫補助金	7, 643, 112	5, 092	7, 648, 204
	3 委託金	107, 001	5, 000	112, 001
15 県支出金		19, 650, 820	20,605	19, 671, 425
	2 県補助金	10, 522, 253	20, 605	10, 542, 858
16 財産収入		656, 755	970	657, 725
	1 財産運用収入	364, 917	970	365, 887
18 繰入金		4, 349, 583	27, 594	4, 377, 177
	2 基金繰入金	4, 348, 356	27, 594	4, 375, 950
20 諸収入		1, 298, 222	8,000	1, 306, 222
	3 貸付金元利収入	260, 361	7,000	267, 361
	5 雑入	973, 603	1,000	974, 603
歳り	人 合 計	147, 603, 648	67, 261	147, 670, 909

歳出 (単位:千円)

一				(半位・1 口)
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		11, 562, 008	5, 000	11, 567, 008
	1 総務管理費	9, 262, 933	5, 000	9, 267, 933
3 民生費		75, 946, 821	7, 727	75, 954, 548
	3 生活保護費	22, 904, 596	7, 727	22, 912, 323
4 衛生費		8, 859, 504	2, 515	8, 862, 019
	1 保健衛生費	4, 860, 806	2, 515	4, 863, 321
6 農林水産業費		238, 127	2, 493	240, 620
	3 水産業費	167, 539	2, 493	170, 032
7 商工費		1, 844, 573	31, 463	1, 876, 036
	1 商工費	1, 844, 573	31, 463	1, 876, 036
8 土木費		16, 123, 792	0	16, 123, 792
	4 都市計画費	8, 387, 178	0	8, 387, 178
9 消防費		2, 795, 316	5,000	2, 800, 316
	1 消防費	2, 795, 316	5,000	2, 800, 316
10 教育費		17, 071, 903	4, 998	17, 076, 901
	3 中学校費	3, 108, 987	10, 585	3, 119, 572
	5 社会教育費	1, 496, 409	△5, 587	1, 490, 822
14 予備費		70, 000	8, 065	78, 065
	1 予備費	70, 000	8, 065	78, 065
歳出	合 計	147, 603, 648	67, 261	147, 670, 909

那覇市告示第 167 号

平成 30 年 7 月 17 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定に基づき平成 30年6月26日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	平沼 進	心臓血管外科	大浜第一病院
2	仲宗根 卓	循環器科	沖縄協同病院
3	金城 渚	内科	琉生病院
4	井上 円佳	小児科	那覇市立病院
5	屋良 朝太郎	小児科	那覇市立病院

公

那覇市公告第 138 号 平成 30 年 6 月 29 日 撂 示 済

制限付一般競争入札(事後審査型)の実施について

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6 の規定により公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 入札に付する事項

(1) 件 名: 平成30年度消防設備保守点検業務委託

(2) 履行期間: 契約の日から平成31年3月31日

(3) 履行場所 : 汚水処理場、エコマール那覇プラザ棟、

リサイクル棟、し尿等下水道放流施設

消防法第17条の3の3に基づく点検 (4) 概

仕様書のとおり

(5) 最低制限価格 : 設けない。

2. 入札参加資格要件 : ※入札公告日までに次ぎの資格を全て満たすこと。

- (1) 過去2年間に同規模の国又は地方公共団体の公共施設の点検の実績が2件 以上あること。
- (2) 那覇市法制契約課に工事業者の消防設備の業種で登録がなされていること。
- (3) 沖縄県消防設備協会員であること。

3. 入札保証金 : 免除(入札参加条件、那覇市契約規則第8条第1項第3号

による)

4. 契約保証金 : 免除(那覇市契約規則第30条第1項第9号による)

5. 入札説明会等: 入札説明、現場説明会は行いませんので、入札案内及び

仕様書を熟読し不明な点がございましたら、入札案内に従い担当課まで問い合わせ下さい。入札案内及び仕様書、入札書、委任状は那覇市ホームページのクリーン推進課の「お

知らせ」よりダウンロードできます。

6. 入札日時 : 入札案内に記載されています。

7. 担当課 : クリーン推進課 管理グループ 渡嘉敷

TEL: 098-889-3567 FAX: 098-888-1274

那覇市公告第 151 号 平成 30 年 7 月 4 日 掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第7条第5項及び同施行規則第2条第2項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

個人情報業務届出書

平成30 年6 月22 日

那覇市長宛

那覇市教育委員会 教育長 田端一正

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出	担当部課	学校教育	部 学務課	電話 917-3505 内2632
個人情	報管理責任者 学務課長			
業務	の名称	小学校入学準備	金支給事業	
業務	の目的		J負担を軽減する 入学前に支給する	ため、就学援助のうち、新入学学 る
個人情	青報の対象者	小学校入学前の	児童の保護者でき	準備金支給申請書をした者
業務⊄	開始年月日	平成30	年 6月 7 日	
		一般的取扱事項	į	制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
個	□個人番号	□職業	■収入	□思想□宗教
	■氏 名	□地 位	□資産状況	□支持政党 □主義主張
人	■住 所	□学 歴	■公租公課	□趣味嗜好 □犯 歴 等
情	□性 別	□資 格	□経済取引	□その他 ()
報	■生年月日	□団体加入	■公的扶助	
和	□国 籍	│□賞 罰	□そ の 他	上記事項を取扱う理由
の	□本 籍	□学業成績	()	
記	■続析	□勤務成績		
	■親族関係	□その他		
録	□婚姻離婚	()	7 00 1/14	
の	□そ の 他 (心 <u>身</u> □健康状態	その他	
٠.	,	□ □ □ □ □		
内		□		
容		□//		
		□その他		
		()		
個人情	報の収集方法	■本人 □本人	以外(本人同意・	法令等・公知性・緊急性・審議会)
個人情	報の収集時期	■定期(8月~	12月) □随時	ř()
本人~	□文書 □□頭 □告示 本人への通知方法 ■通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 1 号に該当)			·規則第3条第2項第 1 号に該当)
個人情	報の記録形態	■文書 □図画	■電磁媒体 [□その他()
備	考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄 に記入すること

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成30年6月25日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	福祉部 福祉政策課			
届出の区分	□ 廃止 ■変更 業務の廃止・ 変 更 年 月 日 平成29年10月11日			
業務の名称及び 開始年月日	(旧) 那覇市災害時要援護者名簿取扱業務 (新) 那覇市避難行動要支援者名簿取扱業務 業務開始年月日:平成22年12月28日			
廃止又は変更の 理 由	一、手時男孩護者名演取物男綱を「那覇山機難行動男文接者名演取物男」			
変 更 の 内 容	変 更 前 変 更 後 業務の名称 ・那覇市災害時要援護者名簿取扱 業務			
備考	業務の内容については変更無し			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第152号 平成 30 年 7 月 4 日 掲示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条第4項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第8 条の2第2項で準用する同規則第2条第2項の規定に基づき、保有個人情報目的外 利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

保有個人情報(目的外利用 (提供) 届出書

平成 30 年 6月 5日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

個人情報保有部課	秘書広報課目的外利用部課 スは提供先那覇市議会 議会事務局			
業務の名称	なは市議会だより(音声版)製作業務			
利用の区分	□目的外利用 ■提供			
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	■平成 30 年 6月 4日 □随 時()			
目的外利用又は提供 をする保有個人情報 の 内 容	「広報なは市民の友」の点字版と音声版を配布している市民の住所 および氏名			
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	■那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) □那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 □番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)			
目的外利用又は提供をする理由	現在「なは市民の友」の点字版と音声版を配布している市民に「なは市議会だより」の音声版を配布し、議会及び市政に関する情報を提供するため。 ○なは市議会だより及び議会情報の発信に関する根拠条文・なは市議会だより発行規程(第1条及び第4条)・那覇市議会基本条例 (第3条第1号、第7条第1項及び第2項、第10条第1項及び第2項)			
届出担当部課	秘書広報課 電話 862-9942			

保有個人情報(目的外利用)提供)届出書

平成30年 6月 7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

個人情報保有部課	障がい福祉課	目的外利用部課 又 は 提 供 先	秘書広報課		
業務の名称	「声の広報」事業 点字版広報「なは市民	「声の広報」事業 点字版広報「なは市民の友」印刷・製本事業			
利 用 の 区 分	■目的外利用	■目的外利用 □提供			
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	□ 年 月 日	■随 時(毎	至年3月)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報 の 内 容	平成30年3月1日時点での、身体障害者手帳(視覚障害)1・2級保持者のリスト				
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	(番議会承認類型事項 1) □那覇市個 λ 情報保護条例第9条の2第2項に該当				
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第77条に基づき、身体障害者手帳(視覚障害)1,2級保持者に 上記広報事業を実施するため ②上記広報事業の送付者リストを那覇市議会事務局へ提供するこ とにより、「なは市議会だより(音声版)」の発行に協力するため				
届出担当部課	秘書広報課 電話862-9942				

保有個人情報(目的外利用 ·提供)届出書

平成30年 6月 8日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

個人情報保有部課	子育て応援課	目的外利用部課 又 は 提 供 先	沖縄県子ども生活福 祉部青少年・子ども家 庭課
業務の名称	平成30年度ひと	的親家庭高校生等通学生	サポート実証事業
利 用 の 区 分	□目的外利用	■提供	
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	■ 平成30年 6月 8	日 □随 時	()
目的外利用又は提供 をする保有個人情報 の 内 容	成12年4月2日から平成 ①住所 ②受給者氏	は15年4月1日生の児童を	
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	※第5号に該当する。 (平成30年度答申 □那覇市個人情報保護 □番号法第19条第 号	第3号による承認 賃条例第9条の2第2項に記)
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	通学費の負担を軽減す 教育環境の充実を図る ら、提供した世帯情報 付することにより確実 保護者の申請手続きの	つることにより、ひとり。本事業は、対象世帯 とに基づき、世帯に対し ほな周知が可能になるこ	が限定的であることか て申請書類等を直接送 と、また、それにより いてはひとり親家庭の
届出担当部課	こどもみらい部子育て	「応援課(担当:高良)	電話 861-6951

保有個人情報(目的外利用·提供)届出書

平成30年6月11日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

個人情報保有部課	福祉部保護管理課	目的外利用部課 又 は 提 供 先	糸満市 介護長寿課						
業務の名称	介護保険料算定								
利用の区分	□目的外利用	■提供							
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	■平成30年6月11日	□随 時()						
目的外利用又は提供 をする保有個人情報 の 内 容 ・代理納付の有無									
目的外利用又は 提供をする 根拠条項	提供をする 外部提供を行うことが出来る類型事項1)								
目的外利用又は提供をする理由		2年3月31日 社援第825号 こよる介護扶助の運営要							
届出担当部課	福祉部 保護管理課	電話861-5193							

保有個人情報(目的外利用·提供)届出書

H30年 6月12日

那覇市長 宛

那覇市長 地域保健課

個人情報保有部課	地域保健課	目的外利用部課 又 は 提 供 先	沖縄県保健医療部 地域保健課							
業務の名称	妊婦健診・乳幼児健診 制整備推進事業	任婦健診・乳幼児健診等データ利活用による妊産婦・乳幼児支援体 引整備推進事業								
利 用 の 区 分	□目的外利用	■提供								
目的外利用又は 提供をする 年 月 日 H30年 6月 8日 □随 時()										
目的外利用又は提供 をする保有個人情報 の 内 容	H29年度分母子健康手帳交付台帳データ:母子健康手帳番号、交付年月日、年齢、妊娠週数 (氏名、住所、電話番号を省く) H29年度分妊婦健康診査データ(氏名、住所、電話番号を省く) H29年度分乳幼児健康診査データ(氏名、住所、電話番号を省く)									
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	※第5号に該当する場合(審議会承認類型事業	事項5 条例第9条の2第2項に訓 条例第9条の3に該当)							
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	児健診データを連結す	することで得られた情	妊婦健診データ、乳幼 報で妊婦健診事業や乳 :子保健施策の推進を図							
届出担当部課	健康部 地域保健課	電話 853-79	962							

保有個人情報(目的外利用·提供)届出書

平成30年6月18日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

個人情報保有部課	目的外利用部課 健康部地域保健課 又は提供先 健康部特定健診課									
業務の名称	特定健診の受診対象者決定									
利用の区分	■目的外利用 □提供									
目的外利用又は										
提供をする	□ 年 月 日 ■随 時(平成30年4月以降)									
年 月 日										
目的外利用又は提供 親子健康手帳交付申請に基づく個人データ										
をする保有個人情報	①宛名コード ②氏名 ③住所 ④生年月日 ⑤申請年月日									
の 内 容										
	■那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 5 号に該当									
	※第5号に該当する場合の内容									
目的外利用又は	(個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる類型事項									
提供をする	1)									
根拠条項	□那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当									
	□那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当									
	(番号法第19条第 号に該当)									
	特定健診受診対象者を決定する際、特定健診実施対象外となる妊産									
目的外利用又は	婦を特定するため。									
提供をする	(根拠法令									
理	・特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項									
	・厚生労働省告示第二百二十三号)									
届出担当部課	健康部特定健診課 電話862-0564									

消防局訓令

那覇市消防局訓令第6号 平成 30 年 7 月 3 日 公表 済

那覇市消防職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防局 局長 島袋弘樹

那覇市消防職員服務規程の一部を改正する訓令

那覇市消防職員服務規程(昭和54年8月1日消防本部訓令第1号)の一部を次 のように改正する。

改正前	改正後				
(年次有給休暇願)	(年次有給休暇願)				
第9条 [略]	第9条 [略]				
(1)~(3) [略]	(1)~(3) [略]				
[第1~第3号様式 別記]	[第1~第3号様式 別記]				
第 10~第 16 条 [略]	第 10~第 16 条 [略]				
[第5~第11号様式 別記]	[第5~第11号様式 別記]				

改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の 欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合 には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。

付 則

この訓令は、平成30年8月1日から施行する。

第1号様式(第9条関係)

那覇市消防局長 宛		[略]		[略]	課長	• 警	備長	<u>係 長・所 長</u> (司令・司令補)	[略]		
	宛										
		[略]				[略]					
		[略]	[略]		署・課 署・所・係						

[改正後]

第1号様式(第9条関係)

那覇市消防局長 様		[略]	[略]	課長・警備長 <u>分署長</u>	主 幹 (消防司令)	出張所長・係長 (消防司令補)	[略]			
	様										
		[略]	略]		[略]						
		[略]			署・課 署・所・係 <u>第</u> 警備・6						

[改正前]

第2号様式(第9条関係)

那覇市消防局長 宛		[略]	[略]		課長・警備長	係 長 · 所 長 (司令・司令補)	[略]		
	宛								
		[略]			[略]				
		[略]	署・課 署・所・係					

[改正後]

第2号様式(第9条関係)

那覇市消防局長 様		[略]	[略]	課長・警備長 <u>分署長</u>	主 幹 (消防司令)	出張所長・係長 <u>(消防司令補)</u>	[略]		
	<u>様</u>								
		[略]	[略]					
		[略]	署・課署		所・係 <u>第</u> <u>警</u>	備・係		

第3号様式(第9条関係)

那覇市消防局長宛	[略]		略]	課長・警備長	<u>係 長・所 長</u> (司令・司令補)	[略]	[略]			
	[略]				[略]						
	[略]				署・課 署・所・係						
	[略]				[略]						

[改正後]

第3号様式(第9条関係)

				課長・警備長 <u>主 幹</u> <u>分署長</u> <u>(消防司令</u>				[略]	
那覇市消防局長 <mark>様</mark>		[略]				[略]			
		[略]			署・課	署・所・6	系 <u>第</u>	警備・係	
		[略]		[略]					

[改正前]

第5号様式(第10条関係)

No. 2 Mar. 4 (No. 2 o Melbaha)										
那覇市消防局長 宛		[略]		[略]	課長	・警	備長	<u>係</u> 長 (司令		[略]
	جعب									
	夗	[略]		[略]						
		[略]				署・課			署・所・係	
		[略]			[略]			[略]	

[改正後]

第5号様式(第10条関係)

那覇市消防局長 <u>様</u>		[略]	[略]	課長・警備長 <u>分署長</u>		幹 出張所長 坊司令) (消防司			[略]
	<u>様</u>	[略]					[略]			
		[略]			署・課		署・所・係		第 <u>警</u>	備・係
		[略]			[略]		[略	.]	

第6号様式(第11条関係)

		[略]	[H	各]	課長	・警備長	<u>係</u> 長・ (司令・司	<u>所 長</u>]令補)	[略]
那覇市消防局長	宛	[略]				[略]			
		[略]				署・護	Ŗ.	署•	所・係
	[略]				[略]		[略]		

[改正後]

第6号様式(第11条関係)

		[略]	[略]		課長・警備長 <u>分署長</u>	<u>主</u> <u>(消防</u> =	<u>幹</u> []令)		<u>所長・係長</u> i司令補)		[略]
那覇市消防局長 <u>様</u>	<u>様</u>	[略]				[略]				
		[略	i]		署・課	署	・所	・係	<u>第</u>	警備	帯・係
		[略]				略]			[略]		

[改正前]

第6号様式の2(第12条関係)

		[略]	[]	珞]	課長	長・警備長	<u>係</u> 長・ (司令・司	<u>所 長</u> 引令補)	[略]
那覇市消防局長	宛	[略]					[略]		
		[略]			署・詩		果	署・所・位	
		[略]				[略]		[略]	

[改正後]

第6号様式の2(第12条関係)

	[略]	[略]	課長·警			出張所長・係長	[略]
	- /	- ,	<u>分署</u>	<u>(消防</u>	<u>司令)</u> ((消防司令補)	- /
那覇市消防局長 <u>様</u> 	[略	}]			[略]		
	[略	}]	署	課 署	ቔ・所・4	係 <u>第</u> 警信	崩・係
	[略]	[略]		[略]		[略]	

第7号様式(第13条関係)

		[略]	[]	珞]	課士	長・警備長	<u>係</u> 長・ (司令・	<u>所 長</u> 司令補)	[略]
那覇市消防局長	: 宛	[略]					[略]		
		[略]			署・清		課		所・係
		[略]				[略]		[略]	

[改正後]

第7号様式(第13条関係)

	[略]	[略]	課長·警伽 <u>分署長</u>			所長・係長 坊司令補 <u>)</u>	[略]
 那覇市消防局長 <mark>様</mark>		各]			略]		
	_	各]	署・	課署	・所・係	<u>第</u> 警	備・係
	[略]			[略]		[略]	

[改正前]

第8号様式(第13条関係)

		[略]	[]	格]	課長	長・警備長	<u>係 長</u> (司令・	<u>所長</u> 司令補)	[略]								
	بىي																
那覇市消防局長	宛	夗	夗	夗	夗	夗	夗	夗	夗	[略]					[略]		
		[略]			署		署・課		所・係								
		[略]			署・課 署・月 [略] [略]												

[改正後]

第8号様式(第13条関係)

	[略]	[略]	課長·警 <u>分署</u>		<u>幹</u> 坊司令)	出張所長・依 (消防司令	1 1110
那覇市消防局長 <u>様</u>	[略	}]			[略]		
	[略	}]	署	• 課	署・所	・係 <u>第</u>	警備・係
	[略]			[略]		[略]	

第9号様式(第14条関係)

		[略]	[略	;]	課長	・警備長	<u>係</u> (司	長 · 令・司	[略]	
那覇市消防局長 宛	宛	[略]				 [略]			
		[略]				署•	署・課		署•	所・係
		[略]	[略]			[略]			[略]	

[改正後]

第9号様式(第14条関係)

		[略]	[略]	課長·警 <u>分署</u> :			出張所長・係長 (消防司令補)	[略]
那覇市消防局長	<u>様</u>	[略	;]			[略]		
		[略	;]	署	・課署	・所・	係 <u>第</u> 警修	⋕・係
		[略]			[略]		[略]	

[改正前]

第10号様式(第15条関係)

		[略]	[#	咯]	課長・	警備長	<u>係</u> 長・ (司令・言	<u>所 長</u> 引令補)	[略]
那覇市消防局長	市消防局長宛					[#	各]		
		[略]				署・講	Ę	署•	所・係
		[略]			[H	珞]		[略]	

[改正後]

第10号様式(第15条関係)

		[略]	[略]	課長・警備長 <u>分署長</u>	<u>主</u> <u>(消防</u>	<u>幹</u> 司令)	出張所長・係長 (消防司令補)		[略]
那覇市消防局長	様	 [略	}]			[略]			
		[略	}]	署・説	果	署・	所・係	<u>第</u>	警備・係
		[略]		[H	各]		[]	略]	

第11号様式(第16条関係)

那覇市消防局長	宛	[略]	[]	略]	課長	長・警備長	<u>係</u> 長・ (司令・司	<u>所 長</u> [令補]	[略]
		[略]		[略]					
		[略]		署・課 署・所・係					
		[略]				[略]		[略]	

[改正後]

第11号様式(第16条関係)

		[略]	[略]	詩	限・警備長 <u>分署長</u>	主 幹 (消防司令)		出張所長・係長 (消防司令補)		[略]
 那覇市消防局長 <u> </u>	<u>様</u>	[略	·]		[略]					
		[略]			署・課 署・所・係 <u>第</u> <u>警備・係</u>					
		[略]			[略]			[略]		

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 13 号 平成 30 年 6 月 26 日 掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第4号に基づき、次のとおり異動がある ので告示する。

> 那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 兼次 俊正

指定(登録)番号 第 467 号

指定工事店名 フタバ設備工業株式会社

営業所所在地 沖縄県島尻郡八重瀬町字外間 59 番地

代表者氏名 仲里 章吾

有効期間 自 平成30年4月1日

至 平成35年3月31日

異動年月日 平成30年6月15日

異動事由 商号の変更

那覇市上下水道局告示第 14 号 平成 30 年 6 月 26 日 済 撂 示

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第4号に基づき、次のとおり異動がある ので告示する。

> 那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 兼次 俊正

指定(登録)番号 第 72 号

指定工事店名 株式会社沖縄工業

沖縄県那覇市字真地 197 番地の 7 営業所所在地

仲間 寿芳 代表者氏名

有効期間 自 平成28年4月1日

至 平成33年3月31日

平成30年6月22日 異動年月日

異動事由 代表者の変更

> 那覇市上下水道局告示第 15 号 平成 30 年 6 月 28 日 撂 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第1号に基づき、次のとおり新規がある ので告示する。

> 那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 兼次 俊正

指定(登録)番号 第 505 号

指定工事店名 呉工業

営業所所在地 沖縄県中頭郡中城村字津覇 571 番地 2

代表者氏名 呉屋 秀次

有効期間 自 平成30年6月27日

至 平成35年3月31日

教育委員会公告

那覇市教育委員会公告第 14 号 平成 30 年 6 月 29 日 示 掦 済

那覇市立森の家みんみん指定管理者の指定申請について

那覇市立森の家みんみん条例第16条の規定により、平成31年4月から那覇市立森 の家みんみんの管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

> 那覇市教育委員会 教育長 田端一正

1 名称及び位置

名称 那覇市立森の家みんみん 位置 那覇市首里儀保町4丁目79番地8

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市立森の家みんみん指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおりで す。

3 指定予定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)

- 4 応募に関する事項
 - (1) 応募資格

指定期間中、那覇市立森の家みんみんの管理運営を円滑かつ安定して実 施できる法人その他の団体とします。また、社会教育法及び那覇市立森の 家みんみんの運営目標を十分に理解し、次に掲げる要件を全て満たすこと とします。

- ① 団体が単独で応募する場合
 - ア 本市内に本店(主たる事務所)を有する団体であること。
- ② 共同企業体で応募する場合
 - ア 代表者及び構成員:本市内に本店(主たる事務所)を有する団体である
 - イ 代表団体を定めたうえで、代表団体及び共同企業体の構成員間で協定を 締結すること。
 - ウ 同一団体が異なる複数の共同企業体の構成員になることはできません。

(2) 欠格事項

次に該当する法人等は、申請をすることができません。これらの団体が行った申請は無効とします。共同企業体の場合には、代表等のほか、構成員のいずれかが次に該当した場合には、当該共同企業体が行なった申請は無効とします。

- ① 市税等の滞納をしている法人等。
- ② 応募の際、現に本市から一般競争入札等の参加を制限されている法人等。
- ③ 過去1年以内に本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取り消しを受けている法人等。
- ④ 会社の更正法及び民事再生法等に基づく手続き中の法人等。
- ⑤ 団体の代表者及び役員が破産者又は禁固以上の刑に処せられている法人等。
- ⑥ 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする法人等。
- ⑦ 暴力団による不当な行為の防止法等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人等。

5 申請の方法

- (1) 那覇市立森の家みんみん指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおりです。
- (2) 募集要項等の配布

配布期間:平成30年7月9日(月)から平成30年9月7日(金)まで

(土曜、日曜及び祝日を除く)

配布時間:午前9時から午後5時まで

(正午から午後1時までの間を除く)

配布場所:那覇市教育委員会生涯学習部 生涯学習課

(那覇市役所 本庁舎10階)

所定の様式の電子データについては、那覇市教育委員会 生涯学習課ホームページからダウンロードすることもできます。

(3) 指定申請書の提出先

持参により下記場所へ提出して下さい。

場所: 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所10階 那覇市教育委員会生涯学習部 生涯学習課

6 申請を受付する期間

(1) 受付期間: 平成30年8月7日(火)から平成30年9月7日(金)まで (十曜、日曜及び祝日を除く)

(2) 受付時間:午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までの間を除く)

7 説明会及び施設見学会の開催

那覇市立森の家みんみんの説明会及び施設見学会を開催します。なお、この 説明会に参加しなくても応募することはできます。 (1) 日 時: 平成30年7月24日(火) 午後2時から

(2)場 所: 那覇市立森の家みんみん 研修室

那覇市首里儀保町4丁目79番地8

(3) 申込受付: 平成30年7月20日(金)午後5時までに、那覇市立森の家み

んみん説明会及び施設見学会参加申込書(様式6)を問い合 わせ先へメールまたはFAX送信で提出してください。なお、参

加人数は1団体3名までとします。

8 問い合わせ先

那覇市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

住所 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-917-3509

FAX 098-917-3521

E-mail E-BOY-IKUSEI@city.naha.lg.jp

監査委員告示

那覇市監査委員告示第1号 平成 30 年 6 月 27 日 撂 示 済

那覇市監査委員 久場健護 同 宮里善博 古堅茂治 同

包括外部監査の事務を補助する者について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第1項に規定する包括外部 監査人の監査の事務を補助する者について、同条第2項の規定により、次のとおり 告示します。

1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住所
石井 恵介	
森田 純匡	
屋嘉比 政樹	

2 監査の事務を補助できる期間

平成30年7月1日から平成31年3月31日まで